

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則……………

……………（生活文化局都民生活部東京ウイメンズプラザ）…

○東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………

……………（産業労働局農林水産部調整課）…

告示

○都市計画事業の認可（四件）……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）…

○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………（住宅政策本部住宅企画部民間住宅課）…

公告

○開発行為に関する工事完了（五件）……………

……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………

……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十四号

東京ウイメンズプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

東京ウイメンズプラザ条例施行規則（平成七年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（以下「施設等」という。）」を削り、同条第二項の表ホール及びその附帯設備の項中「以内」の下に「。ただし、男女平等参画社会の実現を目指して、女性問題の解決、女性の地位向上、女性の社会参画等に係る活動を行う場合であつて東京ウイメンズプラザ所長が認めるとき（以下「所長が認めるとき」という。）は、使用月の前十二月以内」を加え、同表中「以内」の下に「。ただし、所長が認めるときは、使用月の前六月以内（ホールと併せて使用するときは、使用月の前十二月以内）」を加える。

附則

この規則は、令和四年三月一日から施行する。

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三百十五号

東京都農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年東京都規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ中「要件の全て」の下に「（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業者」という。）の場合には、次の(3)に掲げる要件を満たすことを要しない。）」を加え、同号ハ(2)中「第二条第三項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ホ」に改め、同号ハ(3)中「独立行政法人農業者大学校に就学している場合」を「農業大学校に就学している場合等」に改め、同号ヘ(1)ウ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第三号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同項第四号イ中「第七十二条の三」を「第七十二条の四」に、「で、同法第七十二条の八第一項第二号の事業を行わないもの」を「（同法第七十二条の十第一項第二号の事業を行うものを除く。）」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「農業災害

補償法」を「農業保険法」に改め、同号中ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業(以下「農業振興事業」という。)を主たる事業として行う事業協同組合(農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)、事業協同組合(農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。)、及び協同組合連合会(農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。)

第二条第一項第四号へ中。「以下同じ」を削り、同号中「農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業」を「農業振興事業」に改める。

別表第一 一 農業者等に係る貸付金の合計額の限度の欄中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改め、同表一の項中「農地」の下に「(農地法第二条第一項に規定する農地をいい、同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用される農地を除く。以下同じ。)」を加え、同表二の項中「永年植物」を「永年性植物」に改め、同表五の項中「(三)から(七)まで」を「(三)から(五)まで及び(七)」に改め、「(六)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り」を加え、「農業参入法人」を「農業サービス事業者、農業参入法人」に改め、同表七の項(一)中「配水管」を「排水管」に改め、同項(二)イ中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)」に改め、同項(二)ハ中「餌料倉庫」を「飼料倉庫」に改める。
別記第二号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

別記第2号様式(第6条関係)

番 年 月 日
号 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代 表 者

農業近代化資金利子補給承認申請書

東京都農業近代化資金利子補給規則第2条第3項の農業近代化資金を下記のとおり貸し付けるため、この貸付金について利子補給を同規則第6条の規定に基づき申請します。

融資機関 コード	区市町村 コード	貸付先住所		貸付 予定額	貸付利率	利 補 給 率	貸付予定 年月日	据置 年月日	償還期限	償 還 方 法			債務保証		承認希 望順位	摘要	
		貸付先氏名又は名称	千円							%	年 月 日	年 月 日	年 月 日	第1回 償還額			第2回以降 償還額
合 計																	

(注) 1 農業近代化資金借入申込書の写しを添付すること。
2 「資金の種類」欄は、別表第一の資金の種類欄に掲げる資金を記入すること。
3 「資金の用途」欄は、農業近代化資金により改良、造成、取得又は購入しようとする具体的な施設、資材等使用目的を記入すること。
4 「償還方法」欄は、貸付予定額を償還回数で除して得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、合計して第1回償還額に繰り入れて記入すること。
5 債務保証は、東京都農業信用基金協会に対するものであること。

(日本産業規格A列4番)

別記第3号様式(第7条関係)

番 号
年 月 日

宛 東京都知事

農業近代化資金利子補給承認書

年 月 日付 第 号により申請のあつた農業近代化資金の貸付けに対する利子補給については、
下記のとおり貸し付けることを条件として承認します。

融資機関 コード		区市町村 コード		承認番号	貸付先住所 貸付先氏名又は名称	貸付 予定年月日	承認額 千円	償還方法						利子補給率 %	貸付利率 %	備考	
年度	用途 コード	番号	年					月	日	附置き 年月日	第1回償還 年月日	償還 期数	償還額				
													千円				千円

(注) 「貸付予定年月日」欄は、規則第6条ただし書に定める融資の場合には、「予定」を抹消すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第4号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

東京都知事 殿

住 所
名 称
代 表 者

農業近代化資金利子補給変更承認申請書

東京都農業近代化資金利子補給規則第7条の承認を受けて貸し付けた農業近代化資金について、下記のとおり償還方法の変更をするため、
この償還方法の変更に伴う利子補給の変更を同規則第9条の規定に基づき申請します。

融資機関 コード		区市町村 コード		承認番号	承認 年月日	貸付先住所 貸付先氏名又は名称	貸付 年月日	当 初 貸付額 変更時点 貸付額	当 初 変更の 区 分	(単位 千円)									
年度	用途 コード	番号	年							月	日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回
								当初											
								変更											
								当初											
								変更											
								当初											
								変更											
								当初											
								変更											

(注) 1 借入者の償還方法変更申込書の写しを添付すること。
2 東京都農業信用基金協会の債務保証がある場合は、同協会に対する債務保証変更申請に関する書類の写しを添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第5号様式(第10条関係)

番 号
年 月 日

東京都知事

宛

農業近代化資金利子補給変更承認書

年 月 日付 第 号により申請のあつた農業近代化資金利子補給の変更については、
下記のとおり償還方法を変更することを条件として承認します。

承認番号			変更承認番号			貸付先住所		変更予定 年月日	貸付額	変更後の償還方法					利子補給率	貸付利率	備考
年度	使途 コード	番号	年度	使途 コード	番号	貸付先氏名又は名称	振置き 年月日			第1回償還 年月日	償還 回数	償 還 額					
												第1回	第2回以降				
							年 月 日	年 月 日	回	千円	千円	%	%				

(日本産業規格A列4番)

別紙計算書

年 月 日

年 半 期 農業近代化資金利子補給金計算書

融資機関コード			融資機関名												
承認番号			貸付先氏名又は名称	移動 月 日	(A) 期 借 残	(B) 期 中 貸 付 額	(C) 期 中 約 定 償 還 額 又 は 上 上 償 還 額	(D) 発 延 滞 額	(E) (A + B) - (C + D) 利 子 補 給 対 象 貸 付 残 高	(F) 貸 付 期 間	(G) 日 数 (日)	(H) (E × G) 積 数	(I) (H/365) 約 定 貸 付 平 均 残 高	(J) 利 子 補 給 率 (%)	(K) (I × J) 利 子 補 給 額
年度	使途 コード	番号													

(日本産業規格A列4番)

別記第六号様式の一別紙計算書を次のように改める。

別記第9号様式(甲)(第15条関係)

東京都知事 殿

番 号
年 月 日

住 所
名 称
代 表 者

農業近代化資金貸付残高移動状況報告書

農業近代化資金の貸付残高について、 年 半期において、下記のとおり移動があつたので報告します。

融資機関 コード	区市町村 コード

記

(単位 千円)

承認番号			貸付先住所 貸付先氏名又は名称	移 動 年 月 日	期首貸付残高			期中貸付残高移動状況					期末貸付残高			
年度	使途 コード	番号			(A) 約定 貸付 残高	(B) 延滞額	(C) (A+B) 総貸付 残高	(D) 期中 貸付額	(E) 期中 約定 償還額	(F) 期中 繰上 償還額	(G) 期中 発生 延滞額	(H) 期中 延滞全 償還額	(I) {(A+D)- (E+F+G)} 約定貸付 残高	(J) {(B+G)- (H)} 延滞額	(K) (I+J) 総貸付 残高	
				年 月 日												

(注) 1 移動のあつたもののみ記入すること。
2 1行で記入不可能のときは2行ないし3行で記入すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第9号様式(乙)(第15条関係)

融資機関 コード	区市町村 コード

(単位 千円)

承認番号			貸付先住所 貸付先氏名又は名称	移 動 年 月 日	期首貸付残高			期中貸付残高移動状況					期末貸付残高			
年度	使途 コード	番号			(A) 約定 貸付 残高	(B) 延滞額	(C) (A+B) 総貸付 残高	(D) 期中 貸付額	(E) 期中 約定 償還額	(F) 期中 繰上 償還額	(G) 期中 発生 延滞額	(H) 期中 延滞全 償還額	(I) {(A+D)- (E+F+G)} 約定貸付 残高	(J) {(B+G)- (H)} 延滞額	(K) (I+J) 総貸付 残高	
				年 月 日												

(注) 1 移動のあつたもののみ記入すること。
2 1行で記入不可能のときは2行ないし3行で記入すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第九号様式を別記第九号様式(甲)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都農業近代化資金利子補給規則（以下「改正前の規則」という。）第七条第一項の規定により利子補給の承認をした農業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則別記第二号様式から別記第五号様式まで、別記第六号様式の一別紙計算書及び別記第七号様式から別記第九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 板橋区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東武鉄道東上本線付属街路第五号線
- 三 事業施行期間 令和三年十二月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
板橋区大山金井町地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 板橋区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東武鉄道東上本線付属街路第六号線
- 三 事業施行期間 令和三年十二月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
板橋区大山町地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 板橋区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業区画街路板橋区画街路第九号線
- 三 事業施行期間 令和三年十二月二十日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
板橋区大山東町地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・九号東村山駅武蔵大和駅線

三 事業施行期間 令和三年十二月二十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

東村山市野口町一丁目地内

使用の部分

なし

●東京都告示第千四百九十二号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。)第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)の指定をしたので、法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 支援法人の名称 株式会社ホッとスペース東京

二 支援法人の住所 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十八番十号ドルミ第二御苑七〇一号室

三 支援業務を行う事務所の所在地 渋谷区千駄ヶ谷五丁目二十八番十号ドルミ第二御苑七〇一号室

四 指定年月日 令和三年十二月六日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

日野市百草四百二十七番二、四百二十九番一、四百三十二番一、同番一地先、同番二及び同番三

多摩市愛宕四丁目二十二番地十一 エヌビーホーム株式会社 代表取締役 川上 清子

東大和市中央一丁目五百三十五番一及び五百三十六番一の各一部並びに五百八十三番一

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市学園三丁目九十二番一及び九十三番二

神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号 住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽 秀朗

東大和市清水四丁目九百七十六番一、同番二十六並びに九

港区高輪三丁目二十二番九号

百七十七番一及び九百七十八番一の各一部、九百七十九番一、同番四並びに同番五

タマホーム株式会社 代表取締役 玉木 伸弥

福生市大字熊川字東二百一十三並びに二百五十四番二、二百五十七番一、同番三及び同番四の各一部並びに二百五十九番四

福生市大字熊川二百五十七番地三 若林 輝夫

立川市一番町四丁目三十三番一の一部(第二工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

調布市仙川町一丁目三十番一の一部、同番五及び同番十三の一部

世田谷区給田三丁目二十三番十三号 三栄興産株式会社 代表取締役 池亀 一郎太

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

浅井 勉
許可を受けた者の
住所及び氏名

清瀬市上清戸一丁目四百十二番一の一部(第一工区)

西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月二十日

東京都多摩建築指導事務所長

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

浅井 勉
許可を受けた者の
住所及び氏名

調布市西つじヶ丘三丁目十五番六の一部、同番六地先及び同番七の一部

調布市西つじヶ丘三丁目三十三番地六
株式会社武蔵野不動産
代表取締役 石井 洋子

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

ドン・キホーテ上野店

二 店舗所在地

文京区湯島三丁目三十八番十号

三 設置者名

日本アセットマーケティング株式会社

四 設置者住所

江戸川区北葛西四丁目十四番一号

五 変更前の店舗名

(仮称)ドン・キホーテ湯島店

六 変更後の店舗名

ドン・キホーテ上野店

七 変更前の店舗所在地

文京区湯島三丁目十九番四ほか

八 変更後の店舗所在地

文京区湯島三丁目三十八番十号

九 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

十 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社ドン・キホーテ

十一 変更日

平成二十五年十二月二日ほか

十二 届出日

令和三年十一月二十五日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

令和三年十二月二十日から令和四

年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十五 縦覧時間

一 店舗名

西友駒沢店

二 店舗所在地

世田谷区駒沢四丁目十八番十一号

三 設置者名

株式会社大東京綜合卸売センター

四 設置者住所

府中市矢崎町四丁目一番地

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

合同会社西友

六 変更前の小売業者の代表者名

リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

七 変更後の小売業者の代表者名

大久保 恒夫

八 変更日

令和三年三月一日

九 届出日

令和三年十二月七日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和三年十二月二十日から令和四年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十二月二十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年十二月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー青梅今寺店
- 二 店舗所在地 青梅市今寺五丁目十四番地一ほか
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一
- 五 変更を行う小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコー
- 六 変更前の開店時刻 午前九時
- 七 変更後の開店時刻 午前八時ほか
- 八 変更前の来客が駐車場を利用するこ
とができる時間帯
まで 午前八時四十五分から午後十一時
- 九 変更後の来客が駐
車場を利用するこ
とができる時間帯
まで 午前七時四十五分から午後十一時

車場を利用するこ
とができる時間帯
まで

十 変更日 令和三年十二月二十二日

十一 届出日 令和三年十一月三十日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和三年十二月二十日から令和四年四月二十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

